

衛生資材の例外的取扱い

2020年4月17日

京都府医師会

衛生資材が不足の状況で、使い捨てのサージカルマスク、ゴーグル及びフェイスシールドについては再利用するなど個人防護具の例外的取扱いにより、効率的に使用することが可能となる。

① サージカルマスク

- ◇ 複数の患者を診察・検査をする場合、同一のサージカルマスクを継続して使用する
- ◇ 目に見えて汚れた場合や破損した場合は破棄する
- ◇ マスクを外す際は、外面を内側に折りたたみ接触感染を避ける

② ゴーグルおよびフェイスシールド

- ◇ 複数の患者を診察・検査をする場合、同一のものを継続して使用する
- ◇ 目に見えて汚れた場合は、洗浄および消毒を行う
- ◇ 破損した場合は破棄する
- ◇ 使い捨てのゴーグルやフェイスシールドも再利用する

③ 長袖ガウン（アイソレーションガウン・長袖プラスチックガウン等）

- ◇ 使用機会に優先順位を設ける
- ◇ コホートされた複数の患者の診察・検査等では、同一の長袖ガウンの継続使用を検討する

④ 防護具がないときの代替品

- ◇ 長袖ガウン：カッパなど体を覆い破棄できるもの、撥水性のものが望ましい
- ◇ ゴーグル及びフェイスシールド：シュノーケリングマスクなど目を覆うことができるもの

⑤ 手指消毒用アルコール

- ◇ 無水エタノールあるいは高濃度エタノール（95vol%程度）の使用は可能（メタノールを含むものは不可）
- ◇ 精製水等を用いて原則 70～83vol%に希釈する
- ◇ 希釈調整時は、換気を十分に行い、火気厳禁

#「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて」（厚労省対策推進本部、令和2年4月14日）

#「医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の無償配布について」（厚労省、令和2年4月8日）

#「特定アルコール使用の手引き 令和2年3月30日版」